

平成29年度第2回 小郡市都市計画審議会

— 議 事 録 —

■日時：平成29年9月1日（金）

■場所：小郡市役所 西別館3階会議室

議 事

久留米小郡都市計画 下水道の変更（小郡市決定）

■事務局

～議案第1号：「久留米小郡都市計画 下水道の変更（小郡市決定）」を説明～

■委員

前回の都市計画審議会で編入した三沢地区で白い所が一部残っているのはどういう経緯でそうなっているのか。

■事務局

駐車場になっている。

■委員

駐車場をいれないということは、どういう関係でそうなっているのか。

■事務局

下水道区域は、既存の家屋があるところで計画していくので、現状で駐車場になっているところは除いている。

■委員

将来的に宅地にかかわるといことは全くないのか。

■事務局

将来的に宅地等になってくる場合はまた下水道区域に入れていくということになる。

■委員

既に下水道区域になっているところでも、駐車場が存在していると思うが違いはなんなのか。

■事務局

今実際に下水道区域の中で駐車場が存在しているところはある。現在駐車場を入れてないところについては速やかに区域の中に入れていくことは可能である。

■委員

今回の区域指定の中で優先順位はあるのか。同時進行で進めていくのか、それともそれぞれ優先順位をつけて進めていくのか教えていただきたい。

■事務局

下水道の全体計画を持っている。5年で整備できる場所を計画区域に入れている。これまで、区域に入っているところが来年度で整備完了するのでその後、整備するところについて今回区域の拡大をしているところである。

■委員

筑後川中流域の右岸で目標下水道工事は85%整備されていると聞いたが、近い将来は100%になるということでしょうか。

■事務局

平成37年度までに完了するという目標をもっている。

■委員

それは今回加える区域で達成するのか。

■事務局

今回加える区域以外も整備する区域があるが、それを含めて37年に整備することとしている。

■委員

完備されるということか。

■事務局

下水道が使える状態になるということ。

■委員

平成37年ということ言っていたが、立石地区においては空き家が多い。高齢者も多く今後空き家はさらに増えていく。なおかつ年金で生活していると、田舎にいくほど敷地が広い。場所によっては100万単位で負担がかわっている。その負担金についてある程度カバーをしてほしい。実際、下水道をいれることができる家庭が何軒残るのか。空き家が多い現状ではある程度優遇措置を作してほしい。

■事務局

下水道受益者負担金の話かと思うが、1㎡あたり280円をお願いをしている。下水道事業を始めた頃から全くかえていない。正直高いということで批判もある。これまで物価が上昇してきても280円という金額は同じでお願いしているところはあるので実質は安くなっているという考え方もできる。ある程度広い宅地については、宅地の中で家庭菜園をやっている等、そういった部分については減免措置もある。そういったことをご理解いただきたい。

■委員

宅地があつてその中に広い家庭菜園があるそういったかなり広い土地でも減免ができるということか。別に申請しないといけないのか。

■事務局

下水道が使える状況になると6月頃に受益者負担金がこれだけかかるようになると、案内を送るようになっていく。その際、家庭菜園があるなど申し出がある際は現地調査や協議を経て最終的に受益者負担金の面積を確定するということになっている。

■委員

例えば、12pで灰色にも赤色にも着色しておらず黒線で囲ってあるのみの箇所はどういった区域になるのか。

■事務局

将来下水道区域に入れる場所になる。

■委員

新たに計画に入ったところの面積はわかるが軒数はどのくらいになるのか。

■事務局

そこまでは、準備していない。

→概ね1460軒（事業所含む）

■委員

今回、入れた入れない箇所の優先順位はどのようになっているか。

■事務局

どうしても下水道というのが上から下に流れていくという自然の構造で作られている。立石校

区を例にすると南側の方の地形が低くなっており、下流側は今隈の方に流れていくということになる。まず今隈地区を整備し、その後上流を整備していくという流れにしている。上だけ作っても下に流れなければ、どうしようもないので下から順番に整備していつている。

■委員

前回の都市計画審議会で、市街化区域編入箇所の津古地区について商業施設等充実させていくということだったが、今回下水道区域について全域が区域内に入っていないのはなぜか。

■事務局

下水道区域の設定の仕方をわけたのは、手前側の宅地がはりつくところについて下水道区域に入れているということだと思う。奥側の箇所についても入れていいと思うが県の農業振興課との協議の中で、農地だから除外されたということを知っている。新たに開発の計画がありますので開発された段階で今後下水道処理区域に入れていくということで整理をしていくことになる。

■委員

受益者負担金は、空き家になった後、戻ってきたいというときは、その時の負担金は継続して払わないといけないのか。

■事務局

受益者負担金は、一度だけお支払いいただく。宅地の1㎡に対して280円の金額を一括払い若しくは5年分割で払って頂くことになっている。

■委員

使用料についてはどうか。

■事務局

使用料は実際下水道を使用してから発生する。

■委員

転居した場合でも支払っていないといけないのか。

■事務局

下水道の使用を開始するとき開始届けをだしてもらい、転居する際、一時中止の手続きをしてもらいもどつてくるときに再度開始の手続きを行えば、日割りで使用料を計算することができる。手続きを怠れば下水道使用料がかかることになる。

■委員

年に10日くらいしか帰ってこないのであっても大丈夫だということか。

■事務局

大丈夫。

■委員

使用料金はいくらか。

■事務局

10㎡まで 2,160円(2か月分)。

(詳しくは「参考1：下水道使用料の納付方法」を参照)

■委員

立石区のような過疎になってきている地域もあるということがわかったが、転居して戻ってくる可能性が低いような地域に下水道等の工事費用を使うのは、適切な言葉が思いつかないが、もったいないと感じる。現在空き家になっているところに人が入るような施策とリンクさせて工事

をやっていないと無駄になってしまうと思う。

■事務局

処理区域にいれようとしている所は、市街化調整区域というところであり、人に条件があり、原則的に家を建てることができない所がほとんどとなっている。その中で、本市で取り組んでいる都市計画法第34号第11号及び第12号の既存集落について、土地を購入して家を建てることのできる条例指定を進めている。今限地区というところは、既に区域指定をしている。立石、吹上、下鶴、佐野古、井上については、今調査を進めているところであり、2年後くらいには条例指定をすることで第三者でも家を建てることのできるようになる。移住定住の観点からも今の移住定住では西鉄大牟田線沿い等の利便性の高い所からの取組みをやっている。今、市街化調整区域の中で自然の田園環境の中で住んでもらう等、そういった移住定住に関しても企画課の方と議論しているところである。生活利便性施設の中で下水道は必要条件になってくるので、それを完備することにより進めていきたいと考えている。

今回の中で味坂地区では、離れた所で下水道処理区域に入れている。この場所については、18軒程の集落があり、地元の要望としては周辺が優良農地ということで汚水をなるべく水路に流してほしくないという要望もある。この周辺で農業している人は若い人だが農業研修者としての外国の方を含めて研修を受け入れている農家がある。その農家が住む場所も遠くから通わないといけないということでできれば自分の敷地の中に戸建ての専用住宅を建てられるようにしてほしいということも聞いているので、そういった人達の移住定住の観点からも進めていきたいと考えている。

■委員

小郡市のまちおこし隊を募集するという情報が流れてきているが、小郡市に移住定住をするというのは悪いことではないが、どこにするのかというのが市民としては疑問。三国校区とかも家はたくさんあるが歩いて行ける児童館とかがない。三国周辺とか様々な所に住みたいという人がいるはず。そういったところも総合的に考えて整備していつてもらいたい。

■委員

下水道の整備率と利用率というのがあると思うが、実際に整備されても利用していない人もいると思う。そういった人達に積極的に利用してもらうような活動はどのようにされているのか。

■事務局

下水道の整備している地域に対して実際に使っている人の割合は約90%となっている。約10%の方がどうしても経済的にできない等、将来家を建てる予定がある等の理由で使っていない人がいる。水洗化促進と言っており、下水道を整備して3年後になると使っていない方に是非つかってくださいと案内をしている。今年度から、水洗化促進を強化していこうということで小郡市全域の下水道及び浄化槽を使っている方を網羅したデータを作り、利用されていない方の所への訪問やアンケートをとっていく等の取組みを進めていくこととしている。

■委員

小郡駅前だけでも数軒、下水道に接続していない所がみうけられる。しっかり進めていってほしい。

■委員

最近、豪雨が頻発しているが、毎年道路が浸かることがある。それから300mくらいのところに下水管が通っている。これは、豪雨が来た場合道路が完全に浸かってしまうのではないかと

いう心配がある。これに対する対策は何かしているのか。

■事務局

小郡市の場合、分流式下水道という方法でやっている。汚水と雨水を別々に流す方法でやっている。福岡市や北九州市にいくと汚水と雨水が一緒になって流れていくという方法でやっている。なのでそういったところでは雨水が入ってきてマンホールから溢れるということがある。小郡市の場合、マンホールから溢れるということはないが、代わりに大きな水路を雨水幹線と指定しており、水路の整備を現在やってきている。今年やっているのは、正尻川雨水幹線と言います、小郡駅と端間駅の間には正尻川雨水幹線が交差し、ちょうど西鉄の下を交差している。冠水が多い箇所での対策として行っている。津古と三国が丘駅の間には影堤雨水幹線が線路に並行して通っているが、この雨水幹線についても雨水対策として今年度から整備をするように進めている。

■会長

ただいまの「久留米小郡都市計画 下水道の変更（小郡市決定）」について、他にご質問はあるか。それでは、原案どおり変更するという事によろしいか。

【異議なし】

■会長

それでは、「久留米小郡都市計画 下水道の変更（小郡市決定）」について、原案どおり決したということをお知らせする。

報告事項 小郡市都市計画マスタープランの今後の修正内容について

■事務局

小郡市都市計画マスタープランの今後の修正内容について説明。

■委員

福祉機能と書いてあるのは、あすてらすの事と考えてよろしいか。どういう経緯でその位置にあすてらすができたのか。なぜ人が多い北側の方ではなくて人が少ない南側に作ったのか。福祉って弱者の為のものであるのに、なぜ利便性の悪いあの場所にできたのか。子供の健診にあすてらす指定されておりなぜあんな遠いところに行かなければならないのか疑問を感じた。以前、別の場所に住んでいた時は、徒歩でいけるような公民館で健診をうけることができた。小郡市の場合は福祉機能を市街地から離れた場所にもってきて、なおかつそこまで来いと言っている。これは、市民の声をつかみきれてないと思う。なぜ、そんなとこにあすてらすを作った理由を知りたい。

■事務局

詳しい経緯というのはわからない。もともと子供の健診、大人の方の健診についても各公民館で実施されており、小郡市の場合は集中式ということであすてらすが保険福祉センターということでそこに集中させるということになったとは聞いている。小郡市の場合は、公共施設が点在しているというのは、一目瞭然ではある。今後は、全国的に、集約されたコンパクトなまちづくりを作っていくという流れになっている。福祉機能や野球場、市役所等も離れた位置に点在しておりそういった公共施設を集約化させるのは必要になってくる。小郡市の方でも公共施設管理計画というのを作っており、その中で今後のあり方まで検討することになっている。今すぐどうするということではできないが、人口が減っていく中で公共施設が分散していると交通手段もないので今後、集約的なまちづくりを進めていくのは共通認識でなりつつあるので、今までは、市としての方針があったのではと思う。

■委員

いろいろな事情があったとは思いますが、あすてらすは弱者の為にあるものなので、大変問題であると考えます。そこのところは改めていただきたい。

■委員

昔聞いた話だが、あすてらすの場所に大学ができるという話があったがその話が頓挫し、その跡地をあすてらすに利用したのではないかと思う。

他になにかなければここで閉会とする。本日はありがとうございました。